

改正理由・改正内容

【要旨】

本町の議員の報酬の額は、平成２５年７月に１部の改正はあったものの基本的な額については、平成１８年３月の町発足以来、約１２年間改正されていない状況にあります。

この間、議員の定数は、合併当時：２６人であったものを、現在までに１８人に削減し、さらに次期からは１６人になることが決定しているところです。

議員については、町民全体の代表者・奉仕者であり、定数の削減は、議員一人当たりの責任が重くなったとすることができます。

他の自治体においても議員定数の削減は行われていますが、その際には、報酬額の改正も合わせて検討されている状況があります。本町においては、一部の改正のみとなっており、議員定数が、合併当時の３分の２以下となることが決定したこの度、報酬額の改正を行おうとするものです。

なお、全国的に議員のなり手不足が心配されていますが、今回の改正により、少しでもなり手不足の解消につながればと考えています。

【平成２５年の改定の内容】

区 分	報 酬 の 額 （ 月 額 ）	
	改 正 後	改 正 前
常任委員長	２１３，０００ 円	２０８，０００ 円
議会運営委員長	２１３，０００ 円	２０８，０００ 円

改正理由：議会基本条例（平成２２年１２月制定）に基づき、議会機能を発揮するため、積極的な情報の発信と十分な説明責任、政策活動への多様な住民参加の推進等により、町民に開かれ、信頼され、魅力ある議会を目指して活動を行ってきたが、常任委員長等の責任やその責任範囲が確実に拡大していることに鑑み、また、県内他町村の状況等を踏まえ改正する。

【今回の改正の内容】

区 分	報 酬 の 額 （ 月 額 ）		増 加 額
	改 正 案	改 正 前	
議長	３１０，０００ 円	２８３，０００ 円	２７，０００円
副議長	２７０，０００ 円	２２８，０００ 円	４２，０００円
常任委員長	２６５，０００ 円	２１３，０００ 円	５２，０００円
議会運営委員長	２６５，０００ 円	２１３，０００ 円	５２，０００円
議員	２５０，０００ 円	２０５，０００ 円	４５，０００円